

労働災害動向調査データ（度数率・強度率）活用のススメ

川崎北労働基準監督署

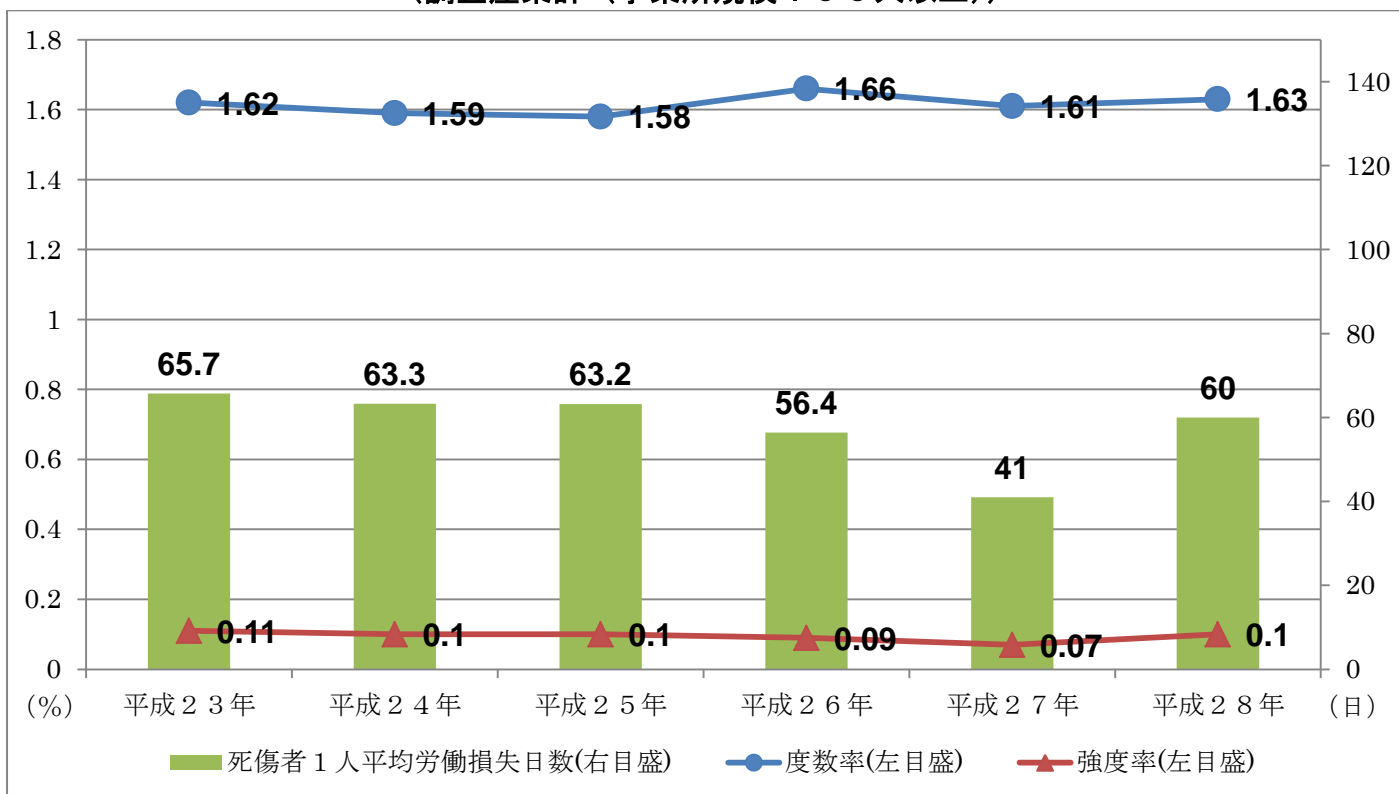
日頃から労働災害防止に積極的にお取り組みいただき、また、労働基準行政における労働災害防止対策の推進について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では主要産業における年間の労働災害の発生状況を明らかにすることを目的として労働災害動向調査を実施し、その結果から度数率（労働災害発生の頻度）、強度率（労働災害の重さの程度）を推計し、労働安全衛生対策推進のための基礎資料として公表しているところです。

このデータは所定労働時間の長短や時間外労働の有無や災害の軽重の程度などが反映されたもので、自社の安全衛生管理水準をより科学的・客観的に比較するための指標として活用することができます。

当署では労働災害の防止に向けて、労働者が安全で安心して働ける環境の整備を図るため、各種施策の御協力をお願いしています。つきましては各事業者および安全衛生担当者の皆様へ本調査データの活用（**度数率等の減少を目標に掲げ災害防止活動に取り組むなど**）を併せてお勧めいたします。

▼▼▼労働災害率および死傷者1人平均労働損失日数の推移▼▼▼ (調査産業計(事業所規模100人以上))



誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために

第12次労働災害防止推進計画 実施中！
神奈川県労働局・川崎北労働基準監督署

◎度数率・強度率を計算してみましょう👉

度数率	$\frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000 =$	左記計算式で算出された数字
強度率	$\frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000 =$	左記計算式で算出された数字

👉次ページに掲載されている産業別の各数値と比較してみましょう！

用語の説明

●「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（疾病の発生が、事故、災害などの突発的なものによるものでなく、緩慢に進行して発生した疾病をいう。例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害などがある）、食中毒及び伝染病は除く。

なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

●労働災害の状況は次の労働災害率（度数率、強度率）及び死傷者1人平均労働損失日数で表す。

・「度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。ただし、本概況における度数率は、休業1日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数に限定して算出している。

[算出方法は上記表のとおり]

※同一人が2回以上被災した場合には、その被災回数を死傷者数としている（同一人が2回被災した場合の死傷者数は2人となる）。

・「強度率」とは、1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。

[算出方法は上記表のとおり]

・「死傷者1人平均労働損失日数」とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数を死傷者数で除したものをいう。

・「延べ労働損失日数」とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数をいう。

労働損失日数は次の基準により算出する。

死亡	7,500日
永久全労働不能	別表の身体障害等級1～3級の日数（7,500日）
永久一部労働不能	別表の身体障害等級4～14級の日数（級に応じて50～5,500日）
一時労働不能	暦日の休業日数に300/365（うるう年は300/366）を乗じた日数

死亡	労働災害のため死亡したもの
永久全労働不能	労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級～第3級に該当する障害を残すものをいう。
永久一部労働不能	身体障害等級表の第4級から第14級に該当する障害を残すもので、身体の一部を完全にそう失ったもの、又は身体の一部の機能が永久に不能となったものをいう。
一時労働不能	災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働ができないが、ある期間を経過すると治ゆし、身体障害等級表の第1級から第14級に該当する障害を残さないものをいう。

別表 身体障害等級別労働損失日数表

身体障害等級(級)	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数(日)	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

・「無災害事業所」とは、休業1日以上及び身体の一部又はその機能を失う労働災害による死傷者が発生しなかった事業所をいう。不休災害による傷病者のみが発生した事業所は無災害事業所に含まれる。

◆■◆産業別・度数率・強度率・死傷者1人平均労働損失日数◆■◆
平成28年(2016)

◎事業所規模：100人以上

産業(業種)	度数率 (死傷合計)	強度率	死傷者1人平均 労働損失日数
調査産業計	1.63	0.10	60.0
製造業	1.15	0.07	63.9
建設業 (※総合工事業を除く)	0.75	0.17	234.4
道路貨物運送業	2.62	0.08	30.3
小売業	2.96	0.06	19.0
医療、福祉 (※一部の業種に限る)	1.39	0.04	31.4

◎事業所規模：30~99人

産業(業種)	度数率 (死傷合計)	強度率	死傷者1人平均 労働損失日数
調査産業計	2.91	0.18	62.9
製造業	3.00	0.22	73.3
建設業 (※総合工事業を除く)	1.73	0.42	242.9
道路貨物運送業	3.53	0.15	41.3
小売業	3.29	0.09	26.7
医療、福祉 (※一部の業種に限る)	2.62	0.17	65.0

◎総合工事業

産業(業種)	度数率 (死傷合計)	強度率	死傷者1人平均 労働損失日数
総合工事業	0.64	0.11	168.2
請負金額10億円以上	0.66	0.13	201.5
請負金額5億円以上 10億円未満	0.66	0.10	149.8
請負金額5億円未満	0.54	0.01	26.4

※「医療、福祉」は「病院」「一般診療所」「保健所」「健康相談施設」「児童福祉事業」「老人福祉・介護事業」「障害者福祉事業」に限る。

※「総合工事業」は、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が税抜1億8千万円以上の工事現場(有期の土木工事業、建築事業)を対象とする。

●活用のススメ●

業務上災害の死傷者数を経年比較して、「数」が減ることは喜ばしいことですが、労働時間の増減等や、他事業所の水準を考慮しないと、本当の意味で災害が減ったと評価しにくいものです。

算定した結果をデータと比べ、事業所のレベルを判定するための一つの目安として活用してください。

☞ 自社の数値を同業種の数値と比較し、労働災害の多寡を把握することにより、労働災害防止対策の内容を見直すきっかけとしましょう。

☞ 現場に具体的な数値を示すことにより、職員の安全意識を高め、より一層の注意喚起につなげましょう。

☞ 社外へ公表することにより、職場の安全性の高さを安全意識の高い取引先へアピールをすることもできます。



あんぜんプロジェクトは、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組み、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。

働く人を守るあんぜんプロジェクトへのご参加をお待ちしています

厚生労働省では「見える」安全活動コンクールを実施中です。
詳しくは厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) を確認ください。

●労働災害動向調査の詳細データに関しては下記ホームページに最新データが掲載されています。

厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/44-23.html>)

総務省 (政府統計の総合窓口 e-Stat)

厚生労働省 労働災害動向調査

検索

クリック